

## 富士海岸保全検討委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、「富士海岸保全検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、富士海岸の海岸保全に関する以下の技術的な検討を行うことを目的とする。

- (1) 吉原工区における土砂流出防止工に関する事項
- (2) サンドバイパス、サンドリサイクルを含む養浜に関する事項
- (3) 富士海岸全体の保全計画に関する事項
- (4) 箇別の海岸保全施設の計画に関する事項

(構成等)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員により構成する。

(委員長等)

第4条 委員会には、委員長を置く。

1. 委員長は、委員の互選により選任する。
2. 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。
3. 委員長が不在の場合、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。
4. 委員長は、委員会の運営にあたり別表の外に委員が必要と認められる場合、委員の承認を得て追加変更する。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が必要と認める時、もしくは委員から要請があった場合に開催する。また、会議の議長は、委員長がこれにあたる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所に置く。

(意見聴取)

第7条 委員会が、必要と認める時は、委員以外（参考人）に出席をもとめ意見を聴取することができる。

(委員会の公開)

第8条 委員会は、原則公開とする。

(雑則)

第9条 この規約に定めない事項については、必要に応じて委員会の承認を得て定めるものとする。

(附 則)

この規約は、平成23年 6月27日から施行する。

この規約は、平成23年10月 3日から施行する。

この規約は、平成24年 3月22日から施行する。

この規約は、平成24年12月13日から施行する。

この規約は、平成26年 3月 4日から施行する。

この規約は、平成27年 2月25日から施行する。

この規約は、平成29年 2月27日から施行する。

この規約は、平成30年 2月28日から施行する。

この規約は、平成31年 2月19日から施行する。

この規約は、令和 3年 1月26日から施行する。

この規約は、令和 4年 3月14日から施行する。

この規約は、令和 5年 3月13日から施行する。

この規約は、令和 6年 3月 7日から施行する。

この規約は、令和 7年 2月10日から施行する。

この規約は、令和 8年 3月 5日から施行する。

以 上

別表

富士海岸保全検討委員会  
委員名簿

役 職	氏 名	備 考
高知工科大学 システム工学群教授	佐藤 慎司	委員長
東京大学院 工学系研究科 社会基盤学専攻 海岸・沿岸環境研究室教授	下園 武範	
国土交通省水管理・国土保全局 海岸室海洋開発企画官	柄沢 祐子	
国土交通省国土技術政策総合研究所 河川研究部海岸研究室長	柴田 亮	
国土交通省中部地方整備局河川部 河川調査官	加納 啓司	
静岡県交通基盤部河川砂防局長	山田 真史	
静岡県交通基盤部港湾局長	戸谷 洋子	
国土交通省中部地方整備局 静岡河川事務所長	川嶋 浩一	

(敬称略)